

第四部

第二回参議院司法委員会會議録第二十五号

昭和二十三年五月十九日(水曜日)午後一時二十五分開會

本日の會議に付した事件

○民事訴訟法の一部を改正する法律案

(内閣送付)

○委員長(伊藤修善) これより司法委員會を開きます。

本日は民事訴訟法の一部を改正する法律案について審議を開始いたします。先ず政府委員の本法案に對する各條の御説明をお伺いいたします。

○政府委員(奥野健一君) 大體この前の提案理由を御説明いたします時に、大體のことを御説明申し上げますのでありますが、一應簡単に各條を逐つて御説明を申し上げます。

大體改正いたしました點について總論的に申し上げますと、今回の改正は御承知のように、すでに憲法及び裁判所法の制定によりまして必要な應急的な改正を、この前に審議を願いました應急措置法によつていたしておるのであります。

まず、この應急措置法は本年の七月十五日限り效力を失ふことになつておりますので、一應この應急措置法にありまして改正の箇所を民事訴訟法の中に取り入れた點が、整理を申し上げます。形式的な改正の點であります。即ち憲法及び裁判所法、或いは民法等の改正によりまして、條文の整理をいたしました點、例えば戸主、家族、或いは又軍人軍屬といったような條文の字句の整理をいたしました點が第一點であり

ます。

次に、裁判所法の改正によりまして地方裁判所は一人の判事でやる場合と三人の合議制でやる場合とを認められた點であります。従来裁判所構成法によりましては、地方裁判所は必ず三人で構成しておつたのを、一人の裁判官でやる場合、いわゆる單獨制でやることを認めた結果、それに應じて地方裁判所の手續を改める必要が出て参つたのであります。それに関する改正をいたしております。

尙御承知のように、裁判所法では簡易裁判所というのを認めております。従來の區裁判所というのを廢めまして、簡易裁判所、それから地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所ということになつておりますが、新しく簡易裁判所を裁判所構成法で認めまして、その手續は地方裁判所の手續とは違つた簡易迅速な手續で以てやるということにいたしておりますので、簡易裁判所の審理及び裁判についての特別な規定を設けたのが第三點であります。

尙裁判所構成法當時におきましては、上告はすべて大審院で取扱つておりましたが、今度は裁判所法によりまして、簡易裁判所の上告事件は高等裁判所で取扱うということになり、地方裁判所の上告事件は最高裁判所というふうなことになるのであります。上告制度について裁判所法の改正に伴いまして變つて参りました點、この點は大體應急措置法に規定をいたしておりますのであります。

の中に今回取入れたわけでありまして、それから以下やや實質的な點につきましては、證人、鑑定人の證據調について、當事者の直接訪問權を認めました點、これが即ちクロツス、ニギザミ、ネーションであります。この制度を取入れた點がその一つであります。

それから又民事訴訟というものが當事者主義を徹底せしめることが適當であるという見解から、いわゆる従來裁判所の職權による證據調を認めておつたのを廢めた點であります。即ち證據調は必ず當事者の申出によつてやる。裁判所の方で職權で取調をやるという制度を廢めたのであります。

それから次に、直接審理主義といふものをできるだけ徹底せしめるということ、従來判事が更迭いたしました場合は、前の判事でやつた證人の調べというふうなものは、ただ調書の上に現われておるだけで、そのままそれを後の判事が自分で直接調べないで、その調書を基礎にして裁判をいたしておりました。それではやはり直接審理主義の徹底を期せないのであるといふので、判事が更迭した場合に、前に調べた證人をもう一遍調べて貰いたいという要求があれば、必ず後の判事は自分で直接調べなければならぬといふことになつた點、それからこれと同じことは、證據保全の場合に調べた證人でも後でもう一遍本案の審理の際調べて貰いたいという要求があれば、必ず調べなければならぬといふことになつたのであります。

尙裁判所の權威の保持というために、證人が不出頭の場合に、これに對していわゆる科料及び拘留の制裁を科することができることとした點であります。

それから又訴訟記録の閲覧の公開制を擴充した點が一つの改正になつております。

それから訴訟を遅延せしむる目的のためのみで上訴をした場合に、さういふ上訴の濫用をいたした場合には、これに對して制裁として上訴狀に貼つておる印紙の或る一定倍の、十倍以下の金額の制裁的に負擔を命ずることができるといたして、上訴の濫用を防ぎ止いたし、併せて上級裁判所の負擔の軽減に資するといつたのであります。

次に、判決の言渡後、従來は單なる誤記とか、計算の誤りといつたような場合だけに限つて更正決定というものを認めておりますが、法律の適用を誤つたといふような場合に、後で直ぐ気が付いた場合に、言渡後變更判決をすることができるといたしまして、無用の上訴をする必要のない、無益な費用の負擔を當事者に拂わさないで、裁判所のみならず誤りを覺つた場合には、一定の期間内に限つて變更判決ができることとした點であります。それから最後に、差押の禁止の範圍を従來と改めた點であります。

が最初に従來判事とあるのを裁判官、これは裁判所法によりまして判事というのには地方裁判所と高等裁判所の判事だけを判事と申しますので、その他は判事補或いは簡易裁判所判事、最高裁判所判事とおの／＼別になりましたので、さういふ裁判官全體を現わす場合は、裁判官という官職に直りました結果、判事を裁判官に改め、或いは受託判事とあるのを受託裁判官に改め、或いは執達吏を裁判所法では執行吏となつておりますので、これに合せたのであります。その他字句のことに現われておるものは、すべて裁判所法に基く讀替への意味の整理に過ぎないのであります。

三條の「東京市」といふのを「最高裁判所ノ定ムル地」といたしましたのであります。これは東京市ができたのであります。これは東京市とあるのを「東京市ノ存スル區域」といふことに都制百九十一條でなつておりますが、併し簡易裁判所が東京市の區の存する所でも十數ヶ所できておりますので、その管轄等の問題がありますから、むしろこれを最高裁判所のルールで決めるということにいたしました方が、適當であるといふことで改めたのであります。

それから第七條は「軍人、軍屬」といふものを削つたわけでありまして、尙艦船ノ本籍」といふような文字を削つたわけでありまして、

それから二十二條は、これは地方裁判所の管轄に屬せしめる場合の規定であります。五千萬を超える場合が地方

裁判所に属することになりましたので、「千圓」というのを「五千圓」に改めたわけでありませう。結局趣旨は變らなもので千圓を五千圓に改めて、地方裁判所の管轄に属せしめる。これは従来も地方裁判所の管轄であつたので、そつちしたたのであります。

二十四條は、裁判所法によりまして裁判所構成法十三條の二項というふうな規定がなくなりましたので、ただこれを整理いたしましたのであります。

三十條は、これは簡易裁判所の點につきまして管轄の融通性と言いますか、簡易化を認めたのであります。即ち地方裁判所はその管内の簡易裁判所の中で、さういふ簡易裁判所の管轄に属する場合に、相當と思えば申立又は職權で全部又は一部をみずから審理裁判することができると。ただ專屬管轄、例えは支拂督促手續というふうなものは、これは簡易裁判所の專屬に属しておられますから、さういふものを除いては簡易裁判所の事件を、地方裁判所がみずから適當と思えば行へるといふこと。

それからその次の三十一條の二は、やはりこれに関連がありますが、簡易裁判所の事件を、その土地を管轄する地方裁判所の方へ移すことができる規定であります。要するに地方裁判所の方が審理が丁寧である。大は小を兼ねると言いますが、簡易裁判所の事件を地方裁判所も自由にやり得るといふことにいたしましたのであります。

次の三十三條の改正は、従来は移送の裁判に對しては即時抗告ができるというところとしておつたのを、移送するといふ裁判のみならず、移送の申立を却下した裁判に對してもやはり即時抗

告を認めることが適當であるといふことで、移送をする裁判も、移送の申立を却下する裁判に對しても、同じく即時抗告ができることとしたのであります。従つて三十三條の従来二項といふものが削られることになるわけでありませう。

次の三十五條は、これは「妻を「配偶者」に、或いは「戸主、家族」といふのを民法に基いて改めたわけでありませう。

次の三十九條は、合議裁判所の構成員の裁判官、或いは地方裁判所の一人の裁判官の除斥、忌避について、誰がその裁判をするかといふことに關する規定でありまして、これは従来地方裁判所は三人の合議體であつたのを、一人の裁判官の場合もありませうので、この規定を置かなければならなくなつたわけでありませう。

四十三條、これは従来、監督權ある判事とありましたのを、監督權はむしろ判事にはなくて、裁判所という合議體にあることに裁判所法の改正でなつておられますので、それに歩調を合せて民事訴訟法を改正したのであります。

次の四十四條、これは書記に關する回避の許可等に關する事柄で、これは三十九條と相乘連した規定であります。

それから五十條もやはりこれは男女平等といふことから、即ち夫の許可といふよりなことを削つたわけでありませう。

それから七十九條は、區裁判所を簡易裁判所に改める。これは辯護士にあらざる者が訴訟の代理を、許可を受け得るといふのは、従来區裁判所に

關つておりましたが、區裁判所といふものがなくなりまして、全部地方裁判所になりまして、新しくその下に簡易裁判所といふものができることになりましたので、簡易裁判所に限つては辯護士でない者でも、許可を受ければ訴訟代理ができるという規定にいたしましたのであります。

次の百十四條の規定は、従来訴訟が不適法で訴を却下する場合は、判決を以て訴を却下するものであります。これは口頭辯論を経ないで、相手方の陳述も聽かないで訴を却下する判決ができたのであります。若くは判決によつて訴を却下するといふ終局的な判決をいたすのでありますから、やはり却下される訴を起した原告に意見を陳述する機會を與えるのが適當だろといふ意見がありまして、即ち「原告が審訊スルコトヲ要ス」といふことにいたしました。即ちいわゆる意見を述べる機會を與へることにしたのであります。この規定と同じような規定が二百二條、三百八十三條等にありまして、この規定を準用いたしておられます。

次の百四十條の改正は、一項を加えたわけでありまして、これは口頭辯論の期日に出頭しない場合に、いわゆる缺席判決をやることになつておられます。即ちこれは明らかに相手方の主張を争わないものといふことにみなして、いわゆる強制自白の規定を口頭辯論に出席した者に準用することにしたのであります。いわゆる缺席判決ができることになりましたのであります。この點はこゝにいふ改正を行ななくても、従来判例によつてさういふように認められておつたのであります。ただここに特にそ

ういふように準用するといふことをはつきり置きましたのは、但書を出したのであります。即ち公示送達によつての呼び出しを受けた場合には缺席判決をやらぬ。大體公示送達の場合に、公示送達を受けた者は大體知らない場合が多いので、その場合に缺席判決をやることは酷に失する嫌いがあるから、普通の呼び出しを受けて來なければ、缺席判決はやらせませんが、公示送達によつて呼び出しを受けた場合にはこの限りでないといふことになりましたのであります。

百四十三條の改正は、裁判所法の改正によりまして、同じ判事の中で席次の順序をつけないうことにいたしましたので、その席次の順序によつて署名するといふのを止めまして、これは最高裁判所のルール等によつて、裁判長が調書に署名できないときには、その次席の者がやるということになつておつたのであります。その席次の順序といふのを削りまして、誰がさういふ場合に裁判長の代りに調書に署名するかといふことは、裁判所のルールで決めることになつておられます。

それから次は、先程申しました訴訟記録の閲覧公開制を擴張いたしましたことであります。これは従来は當事者以外の者は、利害關係のあることを證明しなければ閲覧ができないことになつておりましたのを、裁判はすべて公開であるのが原則でありまして、又國民審査等の關係から言ひまして、記録で何人も閲覧し得るといふ建前が適當であるといふ意見がありまして、訴訟記録は何人も閲覧ができる、ただ勿論いろいろ仕事に支障があるとか、或いは記録の保存上支障があるといふ場合、

或いは又公開禁止の記載についてはこの限りでないこととしたのであります。これが百五十一條に關する改正であります。

百六十一條は、これは區裁判所を廢めましたので、地方裁判所に改めたのであります。これは送達に關する規定であります。これは送達の囑託をする場合に、大體送達は執達吏、いわゆる執行吏がやるので、而して執行吏は地方裁判所に所屬して置いておられますので、地方裁判所に送達の囑託をやるというところを改めたのであります。

百六十七條を止めましたのは、軍用廳舎における送達でありませうから、これは削除いたしました。

百七十六條もやはり出陣軍人に關する送達でありませうので、これを削除いたしましたのであります。

次の百八十條の改正は、外國においてなすべき送達について公示送達をやつた場合に、效力發生の期間が二週間でありましたのを、二週間では短かきに失するといふので、六週間に改めたのであります。

次の百八十一條は、區裁判所を地方裁判所に改めました。これはやはり執行吏の關係であります。

それから百八十七條、これは先程申しましたように直接審理主義をできるだけ徹底せしむるといふので、裁判官が變つた場合に前の裁判官のときに調べられた證人を、いま一度訪問して質問したいといふことを當事者から申出られたときには、裁判所は必ず一度訪問しなければならぬ。即ち徹底して申しますならば、自分の調べない、直接自分が訊かない證人の證言を取つて裁判ができないといふことになるか

めたわけでありませう。尤も公益的なものからいふと、さういふことにはならない。ただ

却下した裁判に對してもやはり即時抗

てできるというものは、從來區裁判所に

つたのであります。ただここに特にそ

記録の保存上支障があるという場合、

て裁判ができないということになるか

も知れませんが、それでは裁判官が更送した場合にすべてやり直すという事になつて、煩瑣でもありませんし、訴訟を遅延せしむることになりません。當事者の方でいま一遍調べて貰いたいという要求があつた場合に限りて必ず調べなければならぬということにいたしましたのであります。合議裁判所の場合には過半数の判事が變つた場合、變つたと申しますのは、その證人の訊問を標準にして判事の更迭を見るわけでありませんが、三人の中の二人、つまり即ち結局三人でその證人について調べた中の二人の判事が變つたという場合には、いま一度調べ直して貰いたいということであれば調べなければならぬということにして、直接審理主義を徹底せしめたのであります。

次に、先程申し上げましたように、判決を一度やつたが誤りがあつた、法令に違背したことを自分が發見した場合に、言渡後一週間内に限りて變更判決ができることにいたしましたのであります。これが百九十三條の二でありま

す。即ち大體において慎重審議を加えて判決するので、まあ判決は誤まるということはありませんが、神ならぬ身のやほりという過ちを犯すということもなきにしも非らず、そういう場合にどうしても控訴をやらなければ變更ができないということでは、無用の上訴をするということになりますし、又裁判の威信ということから言つても、みずから過ちを改めるといふ機會を與えることが適當であらうといふことで、百九十三條の二というのができたのであります。尤もそれは法令の違背の點だけに限つて、事實の認定の誤まつたという場合はこの中へ含まないこ

とにいたしておるのであります。殊に又そのために更に辯論をやらなければならぬというような必要のある場合は、この適用がないことに但書でいたしましたのであります。尙その前にもうすでに當事者双方が上訴權を放棄したといふようなことで判決が確定してしまつてからは直せない。變更ができないということにいたしましたのであります。これが百九十三條の二であります。

それから二百七條の二、これは裁判所法によりまして、判事補は單獨では、別段の法律の規定がない限りは、單獨では裁判がやれないことになつておりますが、別段の規定としては、民事訴訟に關する限りにおいて判決以外

の裁判、いわゆる決定とか命令とかいふふうなものに限つて、判事補でも單獨にこれをなすことができる。これは應急措置法で、すでに認めておりましたので、それを踏襲したまでであります。

それから、その次の二百四十九條の辯論の準備手續に關する規定であります。從來地方裁判所は必ず三人の判事でやつておりましたが、その中の一人の受命判事をして準備手續をやらせるということになつておりますが、今同地方裁判所は單獨判事の場合もあるし、三人の合議制の場合もある。殊に單獨判事である場合には自分一人で裁判をやるのでありますから、その場合に特に受命判事をして準備手續をやらすといつたようなことは無意味になりますので、準備手續をやるのは合議裁判所である場合に限りて受命裁判官により準備手續を命ずることができるといふことにして、單獨判事でも

合には、地方裁判所と雖も準備手續の制度はないことにいたしましたのであります。準備手續の制度は從來餘り成績を擧げていないので、むしろ止めてはどうかというやうな、餘程特別な計算關係とか複雑な場合だけに限つてしてはどうかというやうな議論もあるくらいでありますので、むしろ單獨判事である場合には準備手續の制度はなく、合議でやる場合に始めて必要があると思へば準備手續を命ずることができるといふやうに、相當と認める場合に限りて、準備手續を認めることができます。

次の證據の關係であります。二百六十一條といふのは、先程申しましたように從來當事者の申出た證據を調べて見ても、結局裁判所は十分な心證を得られない場合に、裁判所みずから職權で尙更に證據調ができるという規定があつたのであります。これを止めたのであります。即ち現行の民事訴訟法のその前の舊民事訴訟法では、やはり職權の證據調を認めてなかつたのを、この前の改正法で職權の證據調を認めたのであります。又再訂いたしまして、結局立證責任といふのは各當事者がみずから自分の責任によつてやるので、裁判所の方から職權調査までやると、一方をむしろ援助することになつて、當事者の自由なる競争といふんです。當事者の處分主義といふんです。當事者の根本原則にむしろ反するの

で、立證しなければその不利益は立證しない方の當事者が自分の責任において負擔すればよいので、裁判所がそれを援助してやる必要はないのではないかと、この有力な議論がありまして、これは職權による證據調という制度を止

めたわけでありま。尤も公益的なものであります民事訴訟或いは行政事件の場合に限つては、例外として職權による證據調を認めております。これはこの前御審議を願ひました行政事件の特例或いは現行法の民事訴訟におきま

する條文によつて明らかであります。民事訴訟法だけは當事者主義を決定いたしましたわけでありま。次の二百六十五條といふのは、これは單なる裁判所法に基く整理に過ぎないのであります。

たような場合は勿論問題にならないの
りまして、これによつて一々證人を呼
等裁判所に對する控訴、それから簡易
で、ここで最高裁判所の方に行く上告
判と雖も場合によつては法令に違背し

た場合がないとも限らないわけであり
ます。この場合もやはり最後の段階で
あるからして法令違背があつたことが
分れば變更判決ができる途を開くのが
相當であるということ、この場合は
法令違背を理由とするときは、その上
告裁判所に異議の申立てをすることが
できることにして、異議は判決の違違
から十日以内に必ずやらなければなら
ない。そしてそれに對して異議が、
理由があれば上告裁判所は變更の判決
をするが異議がなければ、決定をいた
して却下する。そして上告裁判所の
判決が決定するということにいたし
て、異議がある間は確定しないといふ
ことにいたしましたのであります。

次の四百十二條の三項、これはまあ
整理であります。四百十九條の二、こ
れ又應急措置法の七條をそのまま承け
て来たのであります。決定いたしま
して、やはり決定に對して不服を申立
てることができない決定でも、違憲問
題を理由にする場合には、最高裁判所
へ特に特別抗告ができるという途を開
いて、憲法八十一條の、最高裁判所は
違憲問題についての最終審の裁判所であ
るといふ趣旨を徹底いたしましたのであ
ります。その後は大體整理でございます
す。ずつと整理で、ただ差押の點につ
きまして六百十八條というのが即ち従
來裁判等の差押につきましては年額三
百圓を超える場合、その半額を差押え
ることができるといふことになつてお
ります。現在の經濟事情から見ても、
三百圓だけを保障して、その超える部
分の半額を差押えられては非常に生活
止害でありましたので、その點を改め
まして、最低の生活を保障するといふ
のが差押え禁止の趣旨でありますか

ら、然らばどの程度で最低の生活を
保障してよしいかということになり
ますと、どういふように物價或いは通
貨の變動の際におきましては一線を畫
することが非常でできない、むずかし
い問題でありますので、結局分數的
にやまして、一年間を受くるべき總額
の四分の三を超える部分に限つて差押
えることができる、即ち全収入の四分
の一だけを差押えることができるとい
うことにいたしました。併し月給の四
分の一くらい差押えられても何ら痛痒
を感じないような特別な人もあるかも
知れませんので、そういう場合でも但書
で以て、差押えによつて債務者がその
生活上窮迫の状態に陥る虞れのないと
きは裁判所の許可を得て、その二分の
一までの範囲内において差押えること
ができることに許可することができ
る、そういう場合には二分の一まで差
押えられるが、そうでない限りは、普
通は四分の一だけ差押えることができ
る、併しながら四分の一差押えられて
も、逆に今度は、到底そのために生活
ができないという場合もあるかも知れ
ないといふことが考えられますので、
六百十八條の二で、現行法の五百七十
條の二の規定を準用して、そういう場
合には又差押えを禁止し、更に差押え
をしてはならないといふ財産を定める
ことができるという五百七十條の二の
規定を準用いたしましたのであります。大
體そのあとの規定はすべて整理に關す
る規定であります。尙附則は從來の通
り新舊の經過的な規定に過ぎないので
あります。甚だ簡單であります。大
體逐條的に御説明申上げました。
○委員長(伊藤修君)では、これより
質疑に入ります。……速記を止めて。

○委員長(伊藤修君)速記を始め
て……。それでは尙御研究を願つて、
質疑は後日に懸ることいたします。
本日はこれを以て散會することにいた
します。

(速記中止)
午後二時二十六分散會
出席者は左の通り。
委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安孝君
岡部 常君
委員 齋 武雄君
中村 正雄君
大野木秀次郎君
水久保甚作君
鬼丸 義賢君
前之園喜一郎君
松村眞一郎君
宮城タマヨ君
星野 芳樹君
小川 友三君

政府委員
訟務長官 奥野 健一君
五月十五日日本委員會に左の事件を付託
された。
一、福岡高等裁判所宮崎支部設置に
關する請願(第六百九十五號)
一、刑務所の設置充實に關する陳情
(第三百三十一號)

第六百九十五號昭和二十三年五月八
日受理
福岡高等裁判所宮崎支部設置に關する
請願
請願者 宮崎市長 荒川岩吉君
外一名
紹介議員 水久保甚作君外一名

宮崎市は、地理的に福岡高等裁判所に
遠隔の地にあつて、縣民の權利行使上
經濟的に制約されているから宮崎市に
同支部を設置されたいとの請願。
第三百三十一號昭和二十三年五月六
日受理
刑務所の設備充實に關する陳情
三重縣議會議長 小切間重三郎
に、犯罪人は増加の状態で、相當期間
收容を要する悪質犯罪人も收容の出來
ないようなことがあり、その結果社會
の治安にはなほだしく悪影響をあたえ
ている。これは刑務所の不足から生ず
るのであるから、速かに適當な措置を
講ぜられたいとの陳情。

宮崎市長 荒川岩吉君
外一名
紹介議員 水久保甚作君外一名

第四部 司務委員會會議錄第二十五号 昭和二十三年五月十九日【本議院】

六

昭和二十三年六月三十日印刷

昭和二十三年七月一日発行

參議院事務局

印刷部印刷局

第四部

第二回 會議錄 第一卷 第六号

二〇九